

## ぎふ清流国体・ぎふ清流大会 羽島市協賛取扱要項

平成 22 年 6 月 21 日 総務・式典専門委員会決定

### 1 趣旨

この要項は平成 24 年に羽島市で開催されるぎふ清流国体（第 67 回国民体育大会）及びぎふ清流大会（第 12 回全国障害者スポーツ大会）の趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### 1 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受け入れは、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会羽島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。
- (2) 協賛は大会の開催趣旨に賛同する企業、団体及び市民（以下「協賛者」という。）から受け入れる。
- (3) 協賛の申込みは協賛申込書(第 1 号様式)により行う。
- (4) 実行委員会は、協賛の受け入れを決定し、これを受領したときには、協賛受領証明書（第 2 号様式）を協賛者へ発行する。

### 2 協賛の区分

- (1) 資金協賛 大会の事業費に充てる資金の提供
- (2) 物品協賛 大会の広報活動経費又は運営に関する諸物品

### 3 資金協賛の単位

資金協賛の単位は 1,000 円を 1 口とする。ただし、企業は 10 口以上とする。

### 5 協賛の取扱い

協賛者は協賛の取扱いについては実行委員会に一任するものとする。ただし、協賛者は自ら協賛品を会場内又は会場周辺において配布することができる。この場合、配布場所や配布方法に等については事前に実行委員会と協議を行い、競技会開催に支障をきたすことのないよう、その指示に従うものとする。

### 6 協賛の表示

- (1) 協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品に直接表示をすることが不適當な場合は、その他の方法により表示することができる。
- (2) 前号の規程により表示する場合は、事前に実行委員会と協議を行うとともに、協賛者の広告宣伝が必要以上に強調されないように留意する。ただし、既存の製品提供の場合はこの限りではない。

7 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令、公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動などに関わるものであると認められるもの。
- (5) 個人宣伝に係るもの。
- (6) その他、実行委員会が適切でないと認められるもの。

8 協賛への特典の付与及び謝意

実行委員会は協賛の提供を受けたときは、協賛者に対して礼状その他の方法により謝意を表すとともに、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会羽島市実行委員会ホームページ等にその旨を掲載するなど市民周知に努めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要項は平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要項は平成 24 年 10 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この要項は羽島市で開催するぎふ清流国体リハーサル大会にも準用する。